

平成 28 年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試 B 日程 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 5 枚である。
2. 問題は、【問題 1】～【問題 3】までである（さらに小問がある）。配点は、【問題 1】が 80 点、【問題 2】が 35 点、【問題 3】が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、【問題 1】用と【問題 2】用の 2 枚が配布されている。そのほか、【問題 3】用の解答用紙が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること（【問題 3】の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の文章を読んで、下記の【問 1】【問 2】【問 3】に答えなさい。
なお、【問 1】【問 2】【問 3】は、それぞれ独立した問いである。

2015年4月1日の時点で、Aは、岡山市内に土地（甲）を所有しており、不動産登記簿上も、甲について、Aを所有者とする登記が行われていた。同日、甲について、Aを売主、Bを買主、代金を1500万円とする売買契約（以下、「本件売買契約①」という）が締結された。同日、BはAに代金1500万円を支払った。同年7月1日、甲について、Bを売主、Cを買主、代金を1800万円とする売買契約（以下、「本件売買契約②」という）が締結された。同日、CはBに代金1800万円を支払った。

【問 1】

本件売買契約①に基づいて、甲について、AからBに所有権移転登記は行われておらず、引き渡しも行われていない場合に、Cは、甲の登記名義人であり、占有者でもあるAに対して、甲の引き渡しを求めることができるか。本件売買契約①及び本件売買契約②がいずれも有効である場合と、本件売買契約①がAの意思無能力を理由として無効である場合とに分けて、それぞれ論じなさい。

【問 2】

本件売買契約①に基づいて、甲について、AからBに所有権移転登記が行われていないにもかかわらず、BがAに対して所有権移転登記手続への協力を求めない場合に、AからBへの所有権移転登記を実現するために、Cが取り得る方策について、法律構成と要件とを明らかにしつつ説明しなさい。

【問 3】

本件売買契約①は、AがBによって騙された結果、売却に応じる旨の意思表示をして成立したものであり、甲について、2015年5月1日に、AからBに所有権移転登記も行われたが、同年6月1日に、騙されたことに気がついたAが、売却に応じる旨の意思表示をなかったことにする旨をBに伝えていた場合に、甲をめぐるAとCの法律関係がどのようなものであるかについて、説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の【問 1】および【問 2】に答えなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に【問題 2】と記入すること。

【問 1】

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 請求の選択的併合

(2) 証明責任

【問 2】

XがYを被告として、甲地について、所有権確認訴訟（以下、「前訴」という）を提起した。前訴において、Xの請求を認容する判決がなされ、それが確定した。その後、XがYを被告として、甲地について、所有権に基づく明渡請求訴訟（以下、「後訴」という）を提起した。後訴の裁判所に対して、前訴判決の既判力は、どのように作用するか。論拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 下記の【問1】および【問2】に答えなさい。解答は、【問題3】用の解答用紙に書きなさい。

【問1】 下記の1～10の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、問題文に明示していない限り、定款には別段の定めはないものとする。また、貸与している六法を使用してください。

1. 判例によれば、会社の権利能力は、定款所定の目的によって制限されることはない。
2. 株式会社の募集設立において、設立時募集株式の引受人も現物出資をすることができる。
3. 判例によれば、会社法106条の権利行使者は、共有者の持分の価格に従いその過半数をもって決することができる。
4. 会社成立後における株式の発行の不存在は、訴えによってのみ主張することができる。
5. A株式会社がB株式会社の発行済株式の26%を有し、B株式会社がA社の発行済株式の5%を有している場合、B社はA社の株主総会において議決権を有さない。
6. 判例によれば、取締役会設置会社の業務執行に携わらない取締役は、取締役会に上程された事項についてだけ監視する義務を負い、代表取締役の業務執行一般につき監視する義務を負うものではない。
7. 公開会社でない株式会社であっても、大会社である場合には、会社法389条1項の定款の定めを設けることができない。
8. 会社法120条3項の返還責任は、株主代表訴訟により追及することができる。
9. 合資会社の有限責任社員は、業務執行社員となることができない。

《次頁に続く》

10. とともに非公開会社であるA株式会社を存続会社、B株式会社を消滅会社とする吸収合併において、A社がB社の特別支配会社である場合には、B社において合併契約につき株主総会決議を要しない。

【問2】

Y株式会社は発行済株式総数 500 万株の東京証券取引所上場の監査役会設置会社である。

X株式会社は、Y社の株式を大量に取得し、平成28年1月ころ、Y社株式100万株を有する株主となった。このころ、X社は、Y社との合併を提案してきた。

Y社の取締役会は、平成28年3月7日、XのY社株主としての発言力を低下させ、Xからの合併提案を拒否するため、同月27日を払込期日として、Y社と良好な関係にあったZ株式会社（従前、Y社株式を有していなかった）に対して200万株の新株発行をする旨の決議をした。なお払込金額は、特に有利な金額ではなく、株主への通知公告等、その手続きには法令定款違反はない。また、X社はY社を「食べ物」とするような濫用的買収者ではない。

Y社において、Z社からの払込金の使途は、銀行からの長期借入金の繰り上げ返済にあてるほか、新たにプロジェクトチームを立ち上げて検討することとしている。

X社は、新株発行の払込期日前に、会社法210条に基づきその差止めを求めた。認められるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

[問 1]

不動産の輾転譲渡における売主の前主と買主との法律関係を問うものである。

[問 2]

不動産の輾転譲渡における売主の前主から売主への所有権移転登記を実現するために、買主が採り得る方策について問うものである。

問題 2

[問 1]

(1) 請求の客観的併合の態様についての理解を問う問題である。

(2) (客観的) 証明責任の概念に関する理解を問う問題である。

[問 2]

既判力の作用についての理解を問う問題である。

問題 3

[問 1]

会社法の諸規定（その趣旨も含む）や最高裁判例の正確な理解を問う問題である。

[問 2]

新株の不公正発行に関する問題である。著しく不公正な方法による新株発行に関する裁判例（とりわけいわゆる主要目的ルールを示したもの）を踏まえた検討が期待される。